

# 平成24年度前期松岡ゼミ募集要項と選抜基準

2011/12/08

## 1 募集人数

- ・演習室の収容可能人数やゼミの運営の都合上、30名以内が最適と感ずますが、これまでは、オブザーバーを含め、教室のキャパシティ一杯の32名程度まで受け入れたことがあります。4回生のゼミの単位化が復活したことを考慮し、3回生15名+4回生10名前後+オブザーバー若干名で30名前後という人員構成を目標にします。

## 2 開講日時

- ・毎週月曜日 5時限目
- ・ゼミの性質上、終了時間は定時ではありません。これまでの実績では、途中10分程度の休憩を挟んで、8時すぎになることが普通でした。各人のやむをえない事情によって早退を認めることはありますが、このゼミを選択する人は、月曜日夕方以降には予定を入れてはいけません。

## 3 ゼミのテーマ

- ・民法の現代的な諸問題。
- ・3回生の履修状況を考慮し、主として民法総則・物権法から報告者グループが任意にテーマを選んでいただきます。ここ数年の実例は、私のホームページ (<http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp>) のゼミの項を参照してください。

## 4 ゼミの基本方針

- ①楽しく懇親しつつ勉強すること。
- ②ゼミの時間の内外を問わず積極的に発言し行動すること。
- ③理由なく休まないこと（メール・伝言等での事前の欠席連絡が不可欠）。
- ④答案やレポートは必ず期日に提出すること（しばらく課していませんが）。
- ⑤相談等は気軽に、しかし原則としてメール等で予約して研究室に。

## 5 ゼミの進行方法

通常のゼミの進行は、次のとおりです。3人1組の報告班が、希望のテーマについて、1週間前に配布したレジュメを基に報告します。私は、随時、修正・質問・補足説明・突っ込みを入れます。参加者からの質問も適宜していただきます。これまで20頁近い充実した詳しいレジュメが多く、報告終了は6時30分を過ぎることが多かったです。10分程度の休憩後、私が準備した具体的設例を5～6グループで検討し、それを踏まえて全体で討論し（時には省略）、私が解説します。

定例の内容のほかに半期に2回程度特別な企画を入れます。ここ数年は、山本敬三ゼミや潮見ゼミとの対抗討論会を（ただし先方の曜日に合わせて）行っていますが、来年度前期もいずれかと1回対抗討論会を行うことを相談します。

## 6 ゼミ生の選抜方法

いずれも成績と自己アピール文書の総合的判断によります。

ここ数年、第一希望の段階で定員を超えていますので、第二希望以下では履修は不可能と予想され、自己アピール文を用意していただいても無駄でしょう。

自己アピール文書は、ゼミへの応募資格としていますので、これを欠く場合には、成績優秀者でも採用しません。

所定用紙 **A4 版横書き**（手書き可。ワープロの場合、40 字×30 行）。

枚数は指定しない。

提出場所 メールへのファイル添付（一太郎・ワード・テキストファイルいずれも可）又は法経本館東棟 4 階 404 号松岡研究室の扉に貼り付けた封筒。**メールの題名は「自己アピール文」としてください。受領通知を出します。**

**提出期限 3 回生・4 回生とも 12 月 19 日（月）午前中（ゼミ募集は 16 日まで）**

記載内容の例

- ・松岡の民法ゼミを履修したいと思った動機。ゼミで何をやりたいか、民法のどこに興味を持つのか、なぜ松岡ゼミなのか、等々。
- ・自己のこれまでの成績が芳しくなかったと自覚がある人は、反省を込めてその理由。そして、今後、そうした問題点を具体的にどういうふうに解消するつもりか（例：クラブ・同好会・アルバイト等で週\*\*時間はとられていて忙しかったが、来年度からやめるとか、週\*\*時間に活動を縮小する具体的計画があつて、勉強に打ち込める態勢を整えるなど）。説得力が肝心です。
- ・通常のゼミ活動以外（コンパ・旅行等）につき、どういう考えをもつてのぞむか。**ゼミでは例年ほぼ毎月のコンパや旅行等のイベントがあります**（履修指導ではスルーしましたが、重要な特徴です）。
- ・その他、自分はこういう人間であるから、ぜひゼミに参加したいなどの、積極的アピール。文章の面白さも考慮しますが、ごますりにはダメです。

## 7 オブザーバー決定と予備的打合せについて（重要）

- ・ゼミの活性化の点で、単位に関係なく当ゼミに出たいという熱意がある者をオブザーバーとして数名参加を認めています。例年 6～8 人程度（2010 年度は 10 人以上）が参加しています。
- ・オブザーバーと正規のゼミ生の違いは、単位が出るか否かだけです。オブザーバーも均等に報告等の義務を負う反面、ゼミコンパ・旅行その他のゼミの行事に参加し、ゼミの運営につき等しく意見を述べる権利を保障します。
- ・オブザーバーの参加の可否及び来年度ゼミのための予備的な打合せを 2 月の定期試験終了直後（2 月 13 日（月）18 時から第 6 演習室）に行う予定です。オブザーバーの参加要件は、同日・同時刻に第 6 演習室に来ることだけです（正規ゼミの募集で落ちた人も差別しません。回生も問いません。自己アピール文も不要です）。教室のキャパシティを超えた場合には、オブザーバーの参加の可否は抽籤で決めます。

## 8 連絡先

メール・アドレス [matsuoka@law.kyoto-u.ac.jp](mailto:matsuoka@law.kyoto-u.ac.jp) または [TBE00600@nifty.ne.jp](mailto:TBE00600@nifty.ne.jp)